

屋久島町子ども食育応援団要領

平成29年8月

屋久島町では、町内で生産される安全で安心な食材の利用による食育の推進、さらには、町内産農林水産物の利用促進による農林水産業振興により、地域の活性化を図るため地産地消を推進しています。

その取り組みの一環として、町内産農産物（野菜）の町立小中学校や幼稚園における給食用食材としての利用促進を目指しています。そこで、安全・安心な食材を安定的かつ効率的に購入できる仕組みづくりのため、子どもたちが毎日食べる給食の食材となることを十分に理解し、農産物の栽培・管理等を心がけてくださる生産者から町（給食センター・共同調理場）が食材を購入することができるように、以下により農産物を納入していただける方の募集、登録を行います。

1 申請資格

- (1) 給食の地場農産物活用の意義をよく理解し、誠実に食材の納入が履行されること。
- (2) 屋久島町の農地を耕作する生産者であること。
- (3) 2年以上の農産物の栽培等の経歴があること。
- (4) 栽培管理等が十分に行われていること。
- (5) 納税義務が履行されていること。
- (6) 農薬取締法等の基準を遵守するとともに、減農薬に努めること。
- (7) 病虫害、腐敗、損傷のないものを納品すること。

2 購入する食材の品目

生産地が屋久島町の野菜です。

（別紙1「学校給食で使用する野菜の規格（例）」を参照してください。）

3 食材購入の概要

別紙2「食材の発注から支払いまで」を参照してください。

4 提出書類

- (1) 屋久島町地場農産物の食材納入者登録申請書（様式1）
- (2) 地場農産物の食材納入調査票（様式2）
- (3) 承諾書（様式3）
- (4) 町税の納税状況の調査同意書（様式4）

5 提出部数

各1部

6 申請書提出先

屋久島町役場農林水産課（屋久島町尾之間157番地）

7 有効期間

登録日の当該年度末まで

8 登録の更新

屋久島町子ども食育応援団登録更新申請書（様式5）と併せて4の(2)の書類を提出いただきます。

9 申請事項の変更について

申請書を提出後、記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容で書類を提出してください。

10 注意事項

登録されても必ずしも発注依頼があるとは限りませんのでご了承ください。

価格は、本町の給食用物資納入業者として指定されている者が納入する農産物と同等程度の価格とします。

11 問い合わせ先

屋久島町農林水産課農政係 43-5900（内線364・365）